

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示 当せん金付証券の発売(財政課)

軽油引取税に係る特約業者の指定(税務課)

町の区域の新設等(市町村振興課)

指定老人訪問看護事業者の指定(医務薬事課)

開発行為に関する工事の完了(都市計画課)

鳥取県指定金融機関の店舗の名称等の一部改正(会計課)

◇ 選 管 告 示 選挙管理委員会の招集

◇ 公 告 消防用設備等の工事又は整備に関する講習の実施(消防防災課)

告 示

鳥取県告示第五百六十七号

当せん金付証券法(昭和二十三年法律第四百四十四号)第四条第一項の規定に基づき当せん金付証券を次のとおり発売するので、同法第七条第一項の規定により告示する。

平成九年八月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 名称

ジャパンエキスポ鳥取'97山陰・夢みなと博覧会記念宝くじ

二 発売等の事務の委託を受けた銀行の商号及び所在地

株式会社 第一勧業銀行

東京都千代田区内幸町二丁目一―五

三 発売の数及び総額

発売の数 二四〇、〇〇〇枚

発売の総額 四八、〇〇〇、〇〇〇円

四 証券金額

一枚二〇〇円

五 証券形式

被封式(インスタントくじ)

六 発売期間

平成九年八月二十六日(火)から同年九月二十八日(日)まで

七 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
一 等	一〇〇、〇〇〇円	六〇本
二 等	一〇、〇〇〇円	三三〇本
三 等	五、〇〇〇円	六六〇本
四 等	一、〇〇〇円	三、三六〇本
五 等	二〇〇円	一四、〇〇〇本

八 注意事項

- 一 二の銀行から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領できない。
- 二 証券は、転売できない。

鳥取県告示第五百六十八号

鳥取県税条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号）第三百三十九条の三第一項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定をしたので、告示する。

平成九年八月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日
遠 藤 隆 三	鳥取市伏野一二六三	平成九年七月十八日

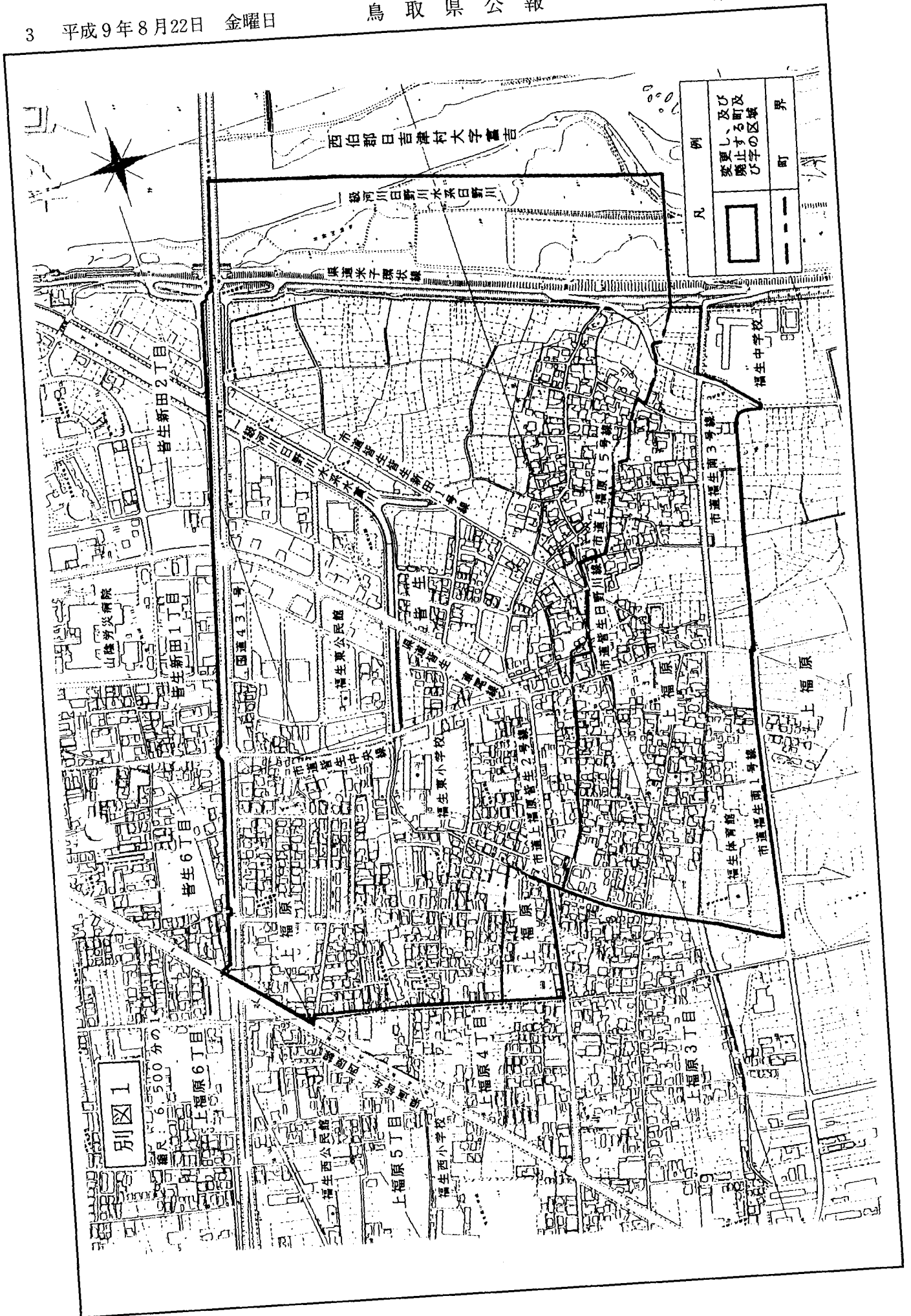
鳥取県告示第五百六十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から別図一に示す区域内の町及び字の区域を変更し、及び廃止し、当該区域をもって次のとおり別図二に示す町の区域を新設する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更及び廃止並びに町の区域の新設は、平成九年十一月一日からその効力を生ずる。

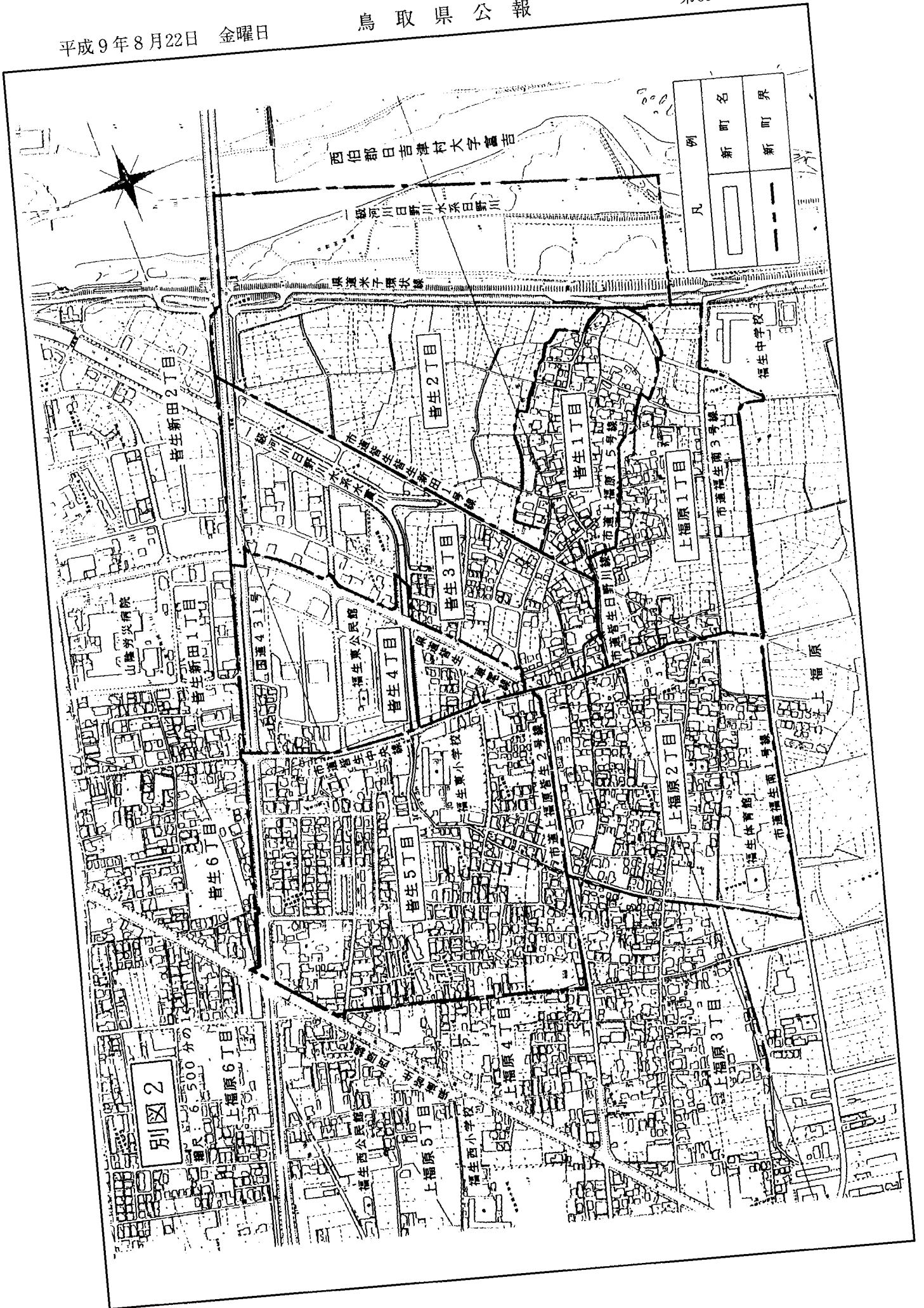
平成九年八月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次



凡 例	変更し、及び 廃止する町及 ひ字の区域
	町 界

別図1
縮尺 6.500分の1



西伯郡日吉津村大字富吉

一級河川日野川水系日野川

県道米子環状線

例	凡	新町名	新町界

別図2

上福原6丁目

上福原5丁目

上福原3丁目

上福原2丁目

皆生5丁目

皆生4丁目

皆生3丁目

皆生1丁目

上福原1丁目

皆生新田2丁目

皆生2丁目

福生中学校

山崎病院

福生東公民館

福生東小学校

市道福生南3号線

市道福生南3号線

市道福生南1号線

上福原

上福原

<p>新たに画する町 の名称</p>	<p>同上の区域の境界線（平成八年十一月十一日現在の地番等による。道路又は水路を分ける線は、それぞれの線の延長線又は二線の端を結ぶ直線とする。）</p>
<p>上福原二丁目</p>	<p>上福原字南元屋敷と上福原字南屋敷通の境界線、上福原字南元屋敷五五九の四、五五九の六の各南筆界、上福原字南元屋敷五五九の一の西筆界、上福原字南元屋敷と上福原字南屋敷通の境界線、上福原字西元屋敷五三五の二の南筆界及び西筆界、上福原字西元屋敷五三五の西筆界、上福原字西元屋敷五三四の南筆界、上福原字西元屋敷五三四の西筆界及び、北筆界、上福原字西元屋敷五三四の二の西筆界、上福原字西元屋敷五三三の南筆界、西筆界及び北筆界、上福原字西元屋敷五三三の二の西筆界及び北筆界、上福原字西元屋敷五三〇の二の西筆界及び北筆界、県道皆生車尾線の東側線、市道皆生日野川線の北側線、皆生字長谷一〇七の三の西筆界、皆生字長谷一〇六の二北筆界及び東筆界、皆生字長谷一〇六の一、一〇五の四の各北筆界、皆生字長谷九四の二の南筆界、皆生字下屋敷七六の六の北筆界及び西筆界、皆生字下屋敷七六の一八、七五の二、七四の各西筆界、市道上福原一五号線の北側線、東側線及び北側線、皆生字上川端二八の二の西筆界及び南筆界、市道上福原一五号線の東側線及び北側線、皆生字上川端二四の二の南筆界、皆生字上川端一の二三の西筆界、南筆界及び東筆界、皆生字上川端一の三、一の二、一の四、二の二、三の二の各東筆界、上福原字河端一の一の東筆界、市道福生南三号線の北側線、上福原字豊田屋敷と上福原字河端の境界線、上福原字豊田屋敷と上福原字上河端の境界線、上福原字豊田屋敷と上福原字前田の境界線、上福原字元屋敷と上福原字前田の境界線、上福原字元屋敷と上福原字西ノ前の境界線、上福原字南元屋敷と上福原字西ノ前の境界線</p>
<p>上福原字東北濱と上福原三丁目の境界線、上福原字小北濱添と上福原</p>	

<p>皆生二丁目</p>	<p>三丁目の境界線、上福原字下場と上福原三丁目の境界線、皆生字西林ノ上と上福原三丁目の境界線、市道上福原皆生二号線の北側線、皆生字南林ノ上一三九の二の西筆界及び北筆界、皆生字南林ノ上一三九の九、一三九の二の各北筆界、皆生字長谷一二六の一〇、一二六の二の各西筆界、皆生字長谷一二七の二の北筆界及び西筆界、県道皆生車尾線の東側線、上福原字西元屋敷五三〇の二の北筆界及び西筆界、上福原字西元屋敷五三一、五三三の二の各西筆界、上福原字西元屋敷五三三の北筆界、西筆界及び南筆界、上福原字西元屋敷五三四の二の西筆界、上福原字西元屋敷五三四の三の北筆界及び西筆界、上福原字西元屋敷五三四の南筆界、上福原字西元屋敷五三五の二の西筆界及び南筆界、上福原字南元屋敷と上福原字南元屋敷通の境界線、上福原字南元屋敷五五九の二の西筆界、上福原字南元屋敷五五九の六、五五九の四の各南筆界、上福原字南元屋敷通五六五の二の南筆界及び西筆界、市道福生南一號線の北側線</p>
<p>皆生一丁目</p>	<p>市道皆生皆生新田一號線の東側線、皆生字東林ノ上と皆生字下屋敷の境界線、皆生字東林ノ上四七一の一、四七〇の一、四六四、四六〇の三、四六〇の二の各東筆界、皆生字東林ノ上四五九の一、四七五の一、四七五の二の各南筆界、皆生字下場五二四の二、五二四の一、五一九、五一七、五一六の二、五一六の一、五三七の二、五四一の二の各南筆界、皆生字下場五四二の二の西筆界及び南筆界、皆生字下場五四二の二の南筆界、皆生字下場五四二の三の南筆界及び東筆界、皆生字上場五六四の二、五六四の一、五六二、五七八、五七九、五八九の各南筆界、皆生字上場五八二の二の西筆界及び南筆界、皆生字上場五八三の四、五八四の二の各南筆界、皆生字上川端一四の二の北筆界及び東筆界、皆生字上川端一四、一三の各東筆界、皆生字上川端一の二三の東筆界、南筆界及び西筆界、皆生字上川端二四の二の南筆界、市道上福</p>

皆生三丁目	<p>原一五号線の北側線及び東側線、皆生字上川端二八の二の南筆界及び西筆界、市道上福原一五号線の北側線、東側線及び北側線、皆生字下屋敷七四、七五の二、七六の一八の各西筆界、皆生字下屋敷七六の六の西筆界及び北筆界、皆生字長谷九四の一の南筆界、皆生字長谷一〇五の四、一〇六の一の各北筆界</p> <p>市道皆生皆生新田一号線の東側線、皆生字上沖林八三九の八の西筆界、皆生字東雁座一一二三の二の西筆界及び北筆界、皆生字沖河端と皆生新田二丁目の境界線、皆生字上沖林と皆生新田二丁目の境界線、皆生字上沖林と日吉津村大字富吉の境界線、皆生字上沖林と日吉津村大字富吉の境界線、皆生字古屋敷と日吉津村大字富吉の境界線、皆生字上場と日吉津村大字富吉の境界線、皆生字上川端と日吉津村大字富吉の境界線、皆生字上川端と上福原字河端の境界線、皆生字上川端二の二、二の一、一の四、一の二、一の一、一の三、一の一三、一の一四の各東筆界、皆生字上川端一四の二の東筆界及び北筆界、皆生字上場五八四の一、五八三の四の各南筆界、皆生字上場五八二の一の南筆界及び西筆界、皆生字上場五八九、五七九、五七八、五六二、五六四の一、五六四の二の各南筆界、皆生字下場五四二の三の東筆界及び南筆界、皆生字下場五四二の一の南筆界、皆生字下場五四二の二の南筆界及び西筆界、皆生字下場五四一の二、五三七の二、五一六の一、五一六の二、五一七、五一九、五二四の一、五二四の二の各南筆界、皆生字東林ノ上四七五の二、四七五の一、四五九の一の各南筆界、皆生字東林ノ上四六〇の二、四六〇の三、四六四、四七〇の一、四七一の一の各東筆界、皆生字東林ノ上と皆生字下屋敷の境界線</p> <p>県道皆生車尾線の東側線、皆生字長谷一二七の二の西筆界及び北筆界、皆生字長谷一二六の一二、一二六の一〇、一二六の九、一二六の七の各西筆界、皆生字丸池三八九の二の西筆界及び北筆界、皆生字林田と</p>
皆生五丁目	<p>皆生字丸池の境界線、皆生字林田三九八の四七の東筆界、皆生字大池二七五四の南筆界及び東筆界、皆生字大池二七四九の東筆界及び北筆界、皆生字大池二七五九、二七一四、二七二九、二七〇九の各東筆界、皆生字大池と皆生字小バイの境界線、皆生字ウドロと皆生字小バイの境界線、皆生字小バイと皆生新田一丁目の境界線、皆生字小バイと皆生新田二丁目の境界線、皆生字西雁座と皆生新田二丁目の境界線、皆生字東雁座と皆生新田二丁目の境界線、皆生字上沖林八三九の八の西筆界、皆生字上沖林と皆生新田一五号線の東側線、皆生字長谷一〇六の二の北筆界、皆生字長谷一〇七の三の西筆界、市道皆生日野川線の北側線</p> <p>市道皆生中央線の東側線、皆生字丸池三五一の一の西筆界、皆生字丸池と皆生字大池の境界線、皆生字西大池と皆生字大池の境界線、皆生字小砂池と皆生字大池の境界線、市道皆生中央線の東側線、皆生字北砂池一六一五の一の西筆界及び北筆界、皆生字北砂池一六一六の一、一六一六の三の各西筆界、皆生字北砂池一六一七の二の南筆界及び東筆界、皆生字北砂池と皆生新田一丁目の境界線、皆生字ウドロ沖と皆生新田一丁目の境界線、皆生字ウドロと皆生新田一丁目の境界線、皆生字ウドロと皆生字小バイの境界線、皆生字大池と皆生字小バイの境界線、皆生字大池二七〇九、二七二九、二七一四、二七五九の各東筆界、皆生字大池二七四九の北筆界及び東筆界、皆生字大池二七五四の東筆界及び南筆界、皆生字林田三九八の四七の東筆界、皆生字林田と皆生字丸池の境界線、皆生字丸池三八九の二の北筆界</p> <p>上福原字北濱屋敷と上福原四丁目の境界線、皆生字南大境と上福原四丁目の境界線、皆生字北大境と上福原四丁目の境界線、皆生字沖大境と上福原四丁目の境界線、上福原字北濱開と上福原四丁目の境界線、上福原字北濱開と上福原五丁目の境界線、皆生字沖大境と上福原五丁</p>
皆生四丁目	<p>皆生字丸池の境界線、皆生字林田三九八の四七の東筆界、皆生字大池二七五四の南筆界及び東筆界、皆生字大池二七四九の東筆界及び北筆界、皆生字大池二七五九、二七一四、二七二九、二七〇九の各東筆界、皆生字大池と皆生字小バイの境界線、皆生字ウドロと皆生字小バイの境界線、皆生字小バイと皆生新田一丁目の境界線、皆生字小バイと皆生新田二丁目の境界線、皆生字西雁座と皆生新田二丁目の境界線、皆生字東雁座と皆生新田二丁目の境界線、皆生字上沖林八三九の八の西筆界、皆生字上沖林と皆生新田一五号線の東側線、皆生字長谷一〇六の二の北筆界、皆生字長谷一〇七の三の西筆界、市道皆生日野川線の北側線</p> <p>市道皆生中央線の東側線、皆生字丸池三五一の一の西筆界、皆生字丸池と皆生字大池の境界線、皆生字西大池と皆生字大池の境界線、皆生字小砂池と皆生字大池の境界線、市道皆生中央線の東側線、皆生字北砂池一六一五の一の西筆界及び北筆界、皆生字北砂池一六一六の一、一六一六の三の各西筆界、皆生字北砂池一六一七の二の南筆界及び東筆界、皆生字北砂池と皆生新田一丁目の境界線、皆生字ウドロ沖と皆生新田一丁目の境界線、皆生字ウドロと皆生新田一丁目の境界線、皆生字ウドロと皆生字小バイの境界線、皆生字大池と皆生字小バイの境界線、皆生字大池二七〇九、二七二九、二七一四、二七五九の各東筆界、皆生字大池二七四九の北筆界及び東筆界、皆生字大池二七五四の東筆界及び南筆界、皆生字林田三九八の四七の東筆界、皆生字林田と皆生字丸池の境界線、皆生字丸池三八九の二の北筆界</p> <p>上福原字北濱屋敷と上福原四丁目の境界線、皆生字南大境と上福原四丁目の境界線、皆生字北大境と上福原四丁目の境界線、皆生字沖大境と上福原四丁目の境界線、上福原字北濱開と上福原四丁目の境界線、上福原字北濱開と上福原五丁目の境界線、皆生字沖大境と上福原五丁</p>

目の境界線、上福原字北濱新田ノ巻と上福原五丁目の境界線、上福原字北濱新田ノ巻と上福原六丁目の境界線、上福原字北濱新田ノ巻と皆生六丁目の境界線、皆生字沖大境と皆生六丁目の境界線、皆生字砂池西と皆生六丁目の境界線、皆生字御建と皆生六丁目の境界線、皆生字砂池西と皆生六丁目の境界線、皆生字砂池西と皆生新田一丁目の境界線、皆生字北砂池と皆生新田一丁目の境界線、皆生字北砂池一六一七の二の東筆界及び南筆界、皆生字北砂池一六一六の三、一六一六の一の各西筆界、皆生字北砂池一六一五の二の北筆界及び西筆界、市道皆生中央線の東側線、皆生字小砂池と皆生字大池の境界線、皆生字西大池と皆生字大池の境界線、皆生字丸池と皆生字大池の境界線、皆生字丸池三五一の二の西筆界及び南筆界、市道皆生中央線の東側線、皆生字丸池三八九の二の西筆界、皆生字長谷一二六の七、一二六の九、一二六の一〇の各西筆界、皆生字南林ノ上一三九の二、一三九の九の各北筆界、皆生字南林ノ上一三九の一の北筆界及び西筆界、市道上福原皆生二ノ線の北側線

鳥取県告示第五百七十号

老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四十六条の五の二第一項の規定に基づき、指定老人訪問看護事業者を指定したので、同法第四十六条の十七の九の規定により、次のとおり告示する。

平成九年八月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	主たる事務所の所在地	老人訪問看護ステーションの名称	所在地	指定年月日
医療法人厚生会	米子市彦名町一二五〇	訪問看護ステーションよなご中央	米子市中町一四一九	平成九年八月七日

鳥取県告示第五百七十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年八月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年三月十九日 鳥取県指令都計三一第一第十号

二 工区（第二工区）に含まれる地域の名称

鳥取市雲山字小金田及び字細田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市片原一丁目一一五

株式会社海南開発

代表取締役 森岡 大之郎

鳥取県告示第五百七十二号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成九年九月八日から施行する。

平成九年八月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一号の表中「河崎支店」を「内浜支店」に改める。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十二号

平成九年第八回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成九年八月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

- 一 日時 平成九年八月二十六日(火) 午後二時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員会
- 三 議題 平成九年度明るい選挙推進月間等について

公 告

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の10に規定する消防用設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施する。

平成9年8月22日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 実施区分

区分	対象となる消防設備上の種類及び区分
消火設備	第一類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士、第二類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第三類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
警報設備	第四類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第七類の乙種消防設備士
避難設備	第五類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第六類の乙種消防設備士
消火器	

2 日時及び講習科目

区分	月 日	時 間	講 習 科 目
消火設備	平成9年 10月9日 (木)	9時30分から 12時まで	消防用設備等関係法令に関する事項 防火に関する他法令等に関する事項
		13時から17時 まで	消防用設備等の工事又は整備等に関する事項
警報設備	平成9年 10月14日 (火)	9時30分から 12時まで	消防用設備等関係法令に関する事項 防火に関する他法令等に関する事項
		13時から17時 まで	消防用設備等の工事又は整備等に関する事項
避難設備	平成9年 10月20日 (月)	9時30分から 12時まで	消防用設備等関係法令に関する事項 防火に関する他法令等に関する事項
		13時から17時 まで	消防用設備等の工事又は整備等に関する事項

(注) 講習終了後、講習の区分ごとに筆記による効果測定を行う。

3 講習の場所

倉吉市山根529-2 県立倉吉体育文化会館

4 受講申請書の受付期間

平成9年9月19日(金)まで(郵送の場合は、平成9年9月19日(金)までの消印があるもの限り受け付ける。)

5 受講申請書の提出先

郵便番号 680

鳥取市田園町三丁目124 社団法人鳥取県消防設備保守協会

6 受講申請書の添付書類等

受講申請書には、提出前6月以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートル、正面上半身像の写真を所定欄にはり付けること。

なお、受講申請書は、社団法人鳥取県消防設備保守協会、鳥取県生活環境部消防防災課及び各消防局(本部)に備え付けの用紙によるものとし、2以上の区分にわたって講習を受けようとする者は、区分ごとに提出すること。

7 受講手数料及び納付方法

受講手数料は、1の講習の区分につき7,000円とし、その額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合消印しないこと。

8 その他

(1) 講習当日、受講票及び消防設備士免状を持参すること。

(2) 講習に際し、不明な点は、社団法人鳥取県消防設備保守協会(電話0857-26-5165)又は鳥取県生活環境部消防防災課(電話0857-26-7790)に問い合わせること。